

利用者負担額（保育料）の「寡婦（夫）控除のみなし適用」のご案内

狭山市では、平成29年4月より税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されない未婚のひとり親家庭を対象に、保育所等を利用する際の利用者負担額を軽減する「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施します。

1. 制度の概要

利用者負担額（保育料）は、保護者の市区町村民税所得割課税額を基に階層を区分し、額を決定します。ひとり親家庭のうち、死別、離婚によるひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除等の対象となる一方で、未婚のひとり親家庭には、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されないことから、ひとり親家庭で同じ所得金額であっても税額に差が生じることがあり、これにより利用者負担額にも差が生じる場合があります。

こうした状況を解消するため、未婚のひとり親家庭に対しても、税法上の寡婦（寡夫）控除を「みなし適用」することで、利用者負担額の軽減を図るものです。

2. 対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・狭山市で「保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の利用に係る支給認定」（1号～3号の支給認定）を受けて、利用されている方
- ・所得を計算する対象となる年の12月31日（現況日）時点において、次の（1）から（3）のすべてを満たす方
 - (1)婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、生計を同じくする20歳未満の子がいる方
 - (2)(1)の子は、合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない方
 - (3)父の場合は、合計所得金額が500万円以下の方

適用期間	所得を計算する年	現況日	住民税課税年度
平成29年4月～平成29年8月分保育料	平成28年	平成27年12月31日	平成28年度
平成29年9月～平成30年8月分保育料	平成29年	平成28年12月31日	平成29年度

- ◆ 婚姻歴がなく、事実上の婚姻と同様の関係にある方、税法上の寡婦（寡夫）控除を受けている方、(1)の子が現況日後に生まれた方は、対象外となります。
- ◆ 既に保育料の負担がない方や、みなし適用を行っても利用者負担額の階層区分が変わらない場合など、利用者負担額が変わらない場合もあります。また、税額の変更等で利用者負担額の階層区分が変更となる場合や年度の切替で利用者負担額が無料でなくなる場合などがあります。
- ◆ 本制度は、あくまでも保育所等の利用者負担額に対する制度であり、住民税等の納税額が変わるものではありません。

【参考 税法上の寡婦（夫）控除】

区 分	寡婦控除	特別寡婦控除	寡夫控除
合計所得金額	—	5,000,000 円以下	
住民税	26 万円	30 万円	26 万円

3. 申請手続

市役所 1 階福祉こども部保育幼稚園課にて申請手続きを行ってください。

申請時には、次の書類を用意し、提出してください。

- (1) 利用者負担額の算定に係る寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書
用紙は、市ホームページの保育幼稚園課のページからダウンロードするか、
保育幼稚園課窓口にあります。
- (2) 申請者・子の戸籍全部事項証明書（又は児童扶養手当証書のコピー）

4. 注意事項

- (1) 申請があった日の翌月分の利用者負担額から寡婦（夫）控除のみなし適用します。
ただし、制度初年度については、算定の結果、利用者負担額が変更となる場合は、4 月
に遡って適用します。
- (2) 合計所得金額が 1 2 5 万円以下（給与収入で 2,043,999 円以下）の方は住民税が非課税
となるため、対象外となります。
- (3) ご提供いただいた個人情報、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る目的の範囲内で利用
します。
- (4) みなし適用の期間終了後も適用を受ける場合は、改めて申請の手続が必要です。
- (5) 虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、利用者負担額の減額分を全額返還
していただきます。
- (6) 所得、世帯状況等の変更や要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく変更届を提出して
ください。